

医療費未収金の回収業務 弁護士法人への委託について

日本海総合病院・日本海酒田リハビリテーション病院では、適切にお支払いいただいている患者さんとの公平性の確保と病院経営の健全化のために、医療費未収金の一部について、回収業務を弁護士法人へ委託しております。

病院からの再三の請求に対してお支払いいただけない場合、下記委託先の弁護士法人よりお支払いのご連絡をいたします。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、回収業務委託後は病院に代わり委託業者が支払い等の案内をいたします。その場合、原則として、委託先業者が指定する口座等にお支払いいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

記

委託先：弁護士法人一番町綜合法律事務所

所在地：東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

代表弁護士：神崎 浩昭

委託開始日：令和6年4月1日



地方独立行政法人
山形県・酒田市病院機構

地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 理事長